

第4回 愛荘町公共下水道事業 審議会資料

令和8年6月8日

第3回審議会（令和8年3月16日）の振り返り

2

使用料改定の方法

- 令和9年度から15%の使用料改定を実施することで使用料収入増加を見込んでおり、それにより下水道事業の独立採算を目指す経営が可能となります。
- 改定による増収分を「基本使用料＋従量使用料」という使用料体系の中でのどのようにご負担いただくか、検討する必要があります。
- そこで、以下のパターンにより使用料改定の方法を検討します。

（令和4～6年度の実績水量平均値を基に、令和9年度の予想水量による使用料区分別の金額影響等を試算）

パターンA：増収分をすべて「基本使用料」の値上げで賄う

パターンB：増収分をすべて「従量使用料」の値上げで賄う

パターンC：基本使用料と従量使用料の「両方」を値上げして賄う

第3回審議会の振り返り

3

パターンC：「基本使用料と従量使用料」の両方を値上げして賄う

- 基本使用料と従量使用料を同時に値上げする方法です。
- 使用料収益全体を15%増やすためには、基本使用料及び従量使用料を13%引き上げる必要があります。
- 今後の経営状況の不確実性も考慮し、**15%**の改定を基本使用料及び従量使用料で実施することで、安定的な経営を目指すことが可能となります。

＜特徴＞

- コスト上昇局面において、使用料が整合する。
- リスク分散による経営の安定化が見込まれる。
- 負担の公平性を確保することができる。

使用料改定に向けた方針

- 試算の結果、「一律15%の同時改定」は、標準世帯における負担増を抑えつつ、大口利用者には応分の環境コスト負担を求めるという点で、公平性と実効性のバランスが取れた現実的な案であると結論付けられます。
- 固定費と変動費の双方が高騰する中、この改定は愛荘町のライフラインを守るための不可避な選択です。
- 「高齢者等の生活を守り（逆進性の緩和）」、「企業の活力を維持し（過重負担の回避）」、そして「次世代に健全なインフラを引き継ぐ（経営の持続可能性）」という目標を同時に達成することが可能となります。

第3回審議会の振り返り

改定後の使用料（パターンC）

区分	基本使用料	排水量	現行使用料 (1立方メートルにつき)	改定後使用料 (1立方メートルにつき)
一般排水	690円 (現行600円)	10立方メートルまで	60円	69円
		10立方メートルを超え30立方メートルまで	120円	138円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	130円	150円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	140円	161円
		100立方メートルを超える分	150円	173円
特定排水		750立方メートルを超える分	210円	242円

【第4回の論点】
単価につき、実際の
改定案として整
理する

- 一般排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水（特定排水は除く）および一般家庭から公共下水道に排除される汚水です。
- 特定排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分をいいます。

想定利用者別影響試算

「パターンC：基本使用料と従量使用料の「両方」を値上げして賄う」を前提に、月間使用水量に応じた想定利用者別の影響（税込）を試算しました。

<想定使用者>

- ① 月間使用水量 8m³（高齢者単身世帯・低使用層）
- ② 月間使用水量 25m³（標準世帯・3～4人家族）
- ③ 月間使用水量 50m³（二世帯住宅・多人数世帯）
- ④ 月間使用水量 100m³（飲食店・小規模事業所）
- ⑤ 月間使用水量 1,000m³（大規模工場・特定排水対象）

改定案

- 令和9年度から15%の使用料改定を実施することで使用料収入増加を見込んでおり、それにより下水道事業の独立採算を目指す経営が可能となります。
- 改定による増収分を「基本使用料 + 従量使用料の両方を値上げで賄う」方針の中、実際にどのようなご負担いただくか検討する必要があります。
- そこで、パターンCを基に以下の使用料改定案を検討しました。

(令和4～6年度の実績水量平均値を基に、令和9年度の予想水量による使用料区分別の金額影響等を試算)

改定案①：基本使用料を1,000円とし、11m³以上の従量使用量の値上げで賄う

改定案②：基本使用料を1,000円とし、従量使用量の値上げで賄う

改定案③：基本使用料を700円とし、従量使用量の値上げで賄う

改定案ごとの使用料収入試算

現行使用料単価での令和9年度使用料予測

水量区分 (m ³ /月)	現行基本料 /料 率 (円)	水量区分ごとの 使用水量 (m ³)	使用料収入 (円)	パターンC 単価(円/m ³)	一律15%増 使用料収入(円)	改定案① 単価(円/m ³)	基本料1,000円 使用料収入(円)	改定案② 単価(円/m ³)	基本料1,000円 使用料収入(円)	改定案③ 単価(円/m ³)	基本料700円 使用料収入(円)
基本使用料	600		52,999,200	690	60,949,080	1,000	88,332,000	1,000	88,332,000	700	61,832,400
1 ~ 10	60	775,495	46,529,700	69	53,509,155	60	46,529,700	70	54,284,650	70	54,284,650
11 ~ 30	120	828,880	99,465,600	138	114,385,440	130	107,754,400	140	116,043,200	140	116,043,200
31 ~ 50	130	183,734	23,885,420	150	27,560,100	140	25,722,760	150	27,560,100	150	27,560,100
51 ~ 100	140	97,685	13,675,900	161	15,727,285	150	14,652,750	160	15,629,600	160	15,629,600
101 ~ 750	150	181,424	27,213,600	173	31,386,352	160	29,027,840	170	30,842,080	170	30,842,080
751 ~	210	562,933	118,215,930	242	136,229,786	220	123,845,260	240	135,103,920	240	135,103,920
従量使用料計		2,630,151	328,986,150		378,798,118		347,532,710		379,463,550		379,463,550
合 計			381,985,350		439,747,198		435,864,710		467,795,550		441,295,950
				比率	102.5%	比率	101.6%	比率	109.1%	比率	102.9%

経営戦略における令和9年度の使用料収入
(428,863,401円) に対する充足率

改定案①：基本使用料1,000円/m³、0~10m³区分については従量単価据置

改定案②：基本使用料1,000円/m³、0~10m³区分から従量単価値上げ

改定案③：基本使用料700円/m³、0~10m³区分から従量単価値上げ

改定案ごとの使用料

- 改定案①～③における基本使用料及び従量使用料は以下のとおりです。

水量区分		現行 (円/㎡)	改定案① (円/㎡)	改定案② (円/㎡)	改定案③ (円/㎡)
(㎡/月)					
基本使用料		600	1,000	1,000	700
従 量 使 用 料	1 ~ 10	60	60	70	70
	11 ~ 30	120	130	140	140
	31 ~ 50	130	140	150	150
	51 ~ 100	140	150	160	160
	101 ~ 750	150	160	170	170
	751 ~	210	220	240	240

改定案①

水量区分 (m ³ /月)		現行 (円/m ³)	改定案① (円/m ³)	改定案② (円/m ³)	改定案③ (円/m ³)
基本使用料		600	1,000	1,000	700
従量使用料	1 ~ 10	60	60	70	70
	11 ~ 30	120	130	140	140
	31 ~ 50	130	140	150	150
	51 ~ 100	140	150	160	160
	101 ~ 750	150	160	170	170
	751 ~	210	220	240	240

- 基本使用料を600円→1,000円に値上げすることで、使用量の増減に比較的影響を受けづらい安定的な収入を確保します。
- この負担増を緩和するため、0~10m³区分の従量使用料を据置とします。
- 11m³以上の従量使用料単価については、それぞれ10円/m³ずつ値上げすることで、トータルの使用料収入を確保します。

改定案②

水量区分 (m ³ /月)		現行 (円/m ³)	改定案① (円/m ³)	改定案② (円/m ³)	改定案③ (円/m ³)
基本使用料		600	1,000	1,000	700
従量使用料	1 ~ 10	60	60	70	70
	11 ~ 30	120	130	140	140
	31 ~ 50	130	140	150	150
	51 ~ 100	140	150	160	160
	101 ~ 750	150	160	170	170
	751 ~	210	220	240	240

- 改定案①と同様、本使用料を600円→1,000円に値上げすることで、使用量の増減に比較的影響を受けない安定的な収入を確保します。
- 基本使用料の値上げは低使用層への相対的負担が大きく増加するため、0~10m³区分の従量使用料は10円/m³の値上げとします。
- 11m³以上の従量使用料単価については、それぞれ20円/m³ずつ値上げを実施します。
- さらに、751m³以上の区分については30円/m³の値上げとすることで、改定案①に比べ大規模使用者に多く負担いただきます。

改定案③

水量区分 ($\text{m}^3/\text{月}$)		現行 ($\text{円}/\text{m}^3$)	改定案① ($\text{円}/\text{m}^3$)	改定案② ($\text{円}/\text{m}^3$)	改定案③ ($\text{円}/\text{m}^3$)
基本使用料		600	1,000	1,000	700
従 量 使 用 料	1 ～ 10	60	60	70	70
	11 ～ 30	120	130	140	140
	31 ～ 50	130	140	150	150
	51 ～ 100	140	150	160	160
	101 ～ 750	150	160	170	170
	751 ～	210	220	240	240

- 基本使用料は600円→700円に値上げします。これは、パターンC（15%の一律値上げ）における基本使用料である690円と概ね同水準となっています。
- 基本使用料の値上げは低使用層への相対的負担が大きく増加するため、0～10 m^3 区分の従量使用料は10 $\text{円}/\text{m}^3$ の値上げとします。（改定案②と同様）
- 11 m^3 以上の従量使用料単価については、それぞれ20 $\text{円}/\text{m}^3$ ずつ値上げを実施します。（改定案②と同様）
- さらに、751 m^3 以上の区分については30 $\text{円}/\text{m}^3$ の値上げとすることで、改定案①に比べ大規模使用者に多く負担いただきます。（改定案②と同様）

想定利用者別影響試算

改定案ごとに、月間使用水量に応じた想定利用者別の影響（税込）を試算しました。

＜想定使用者＞

- ① 月間使用水量 8 m^3 （高齢者単身世帯・低使用層）
- ② 月間使用水量 25 m^3 （標準世帯・3～4人家族）
- ③ 月間使用水量 50 m^3 （二世帯住宅・多人数世帯）
- ④ 月間使用水量 100 m^3 （飲食店・小規模事業所）
- ⑤ 月間使用水量 1,000 m^3 （大規模工場・特定排水対象）

想定利用者別影響試算

【月額】

利用者区分	現行	改定案①		改定案②		改定案③	
	月使用料	月使用料	負担増	月使用料	負担増	月使用料	負担増
① 8㎡/月 (高齢者単身世帯・低使用層)	1,188	1,628	440	1,716	528	1,386	198
② 25㎡/月 (標準世帯・3～4人家族)	3,300	3,905	605	4,180	880	3,850	550
③ 50㎡/月 (二世帯住宅・多人数世帯)	6,820	7,700	880	8,250	1,430	7,920	1,100
④ 100㎡/月 (飲食店・小規模事業所)	14,520	15,950	1,430	17,050	2,530	16,720	2,200
⑤ 1,000㎡/月 (大規模工場・特定排水対象)	179,520	190,850	11,330	204,600	25,080	204,270	24,750

【年額】

利用者区分	現行	改定案①		改定案②		改定案③	
	年使用料	年使用料	負担増	年使用料	負担増	年使用料	負担増
① 8㎡/月 (高齢者単身世帯・低使用層)	14,256	19,536	5,280	20,592	6,336	16,632	2,376
② 25㎡/月 (標準世帯・3～4人家族)	39,600	46,860	7,260	50,160	10,560	46,200	6,600
③ 50㎡/月 (二世帯住宅・多人数世帯)	81,840	92,400	10,560	99,000	17,160	95,040	13,200
④ 100㎡/月 (飲食店・小規模事業所)	174,240	191,400	17,160	204,600	30,360	200,640	26,400
⑤ 1,000㎡/月 (大規模工場・特定排水対象)	2,154,240	2,290,200	135,960	2,455,200	300,960	2,451,240	297,000

改定案①

利用者区分	現行	改定案①		改定案②		改定案③	
	月使用料	月使用料	負担増	月使用料	負担増	月使用料	負担増
① 8m ³ /月 (高齢者単身世帯・低使用層)	1,188	1,628	440 37%	1,716	528 44%	1,386	198 17%
② 25m ³ /月 (標準世帯・3～4人家族)	3,300	3,905	605 18%	4,180	880 27%	3,850	550 17%
③ 50m ³ /月 (二世帯住宅・多人数世帯)	6,820	7,700	880 13%	8,250	1,430 21%	7,920	1,100 16%
④ 100m ³ /月 (飲食店・小規模事業所)	14,520	15,950	1,430 10%	17,050	2,530 17%	16,720	2,200 15%
⑤ 1,000m ³ /月 (大規模工場・特定排水対象)	179,520	190,850	11,330 6%	204,600	25,080 14%	204,270	24,750 14%

● 基本使用料の値上げ率が大きくなるため、**低使用層の相対的負担が大きく増加**します。なお、空き家などによる未使用であっても発生する負担が大きく増加しま

● 0～10m³区分の従量使用料を据置とすることで、低使用層の負担軽減を図っていますが、負担増率は①区分が37%、⑤区分が6%と、その差が大きくなっています。

改定案②

利用者区分	現行		改定案①		改定案②		改定案③	
	月使用料	月使用料	月使用料	負担増	月使用料	負担増	月使用料	負担増
① 8m ³ /月 (高齢者単身世帯・低使用層)	1,188	1,628	440	37%	1,716	528	1,386	198
② 25m ³ /月 (標準世帯・3～4人家族)	3,300	3,905	605	18%	4,180	880	3,850	550
③ 50m ³ /月 (二世帯住宅・多人数世帯)	6,820	7,700	880	13%	8,250	1,430	7,920	1,100
④ 100m ³ /月 (飲食店・小規模事業所)	14,520	15,950	1,430	10%	17,050	2,530	16,720	2,200
⑤ 1,000m ³ /月 (大規模工場・特定排水対象)	179,520	190,850	11,330	6%	204,600	25,080	204,270	24,750

- 基本使用料の値上げ率が大きくなるため、**低使用層の相対的負担が大きく増加**します。なお、空き家などによる未使用であっても発生する負担が大きくなります。（改定案①と同様）
- 従量使用料は20円/m³（税抜）の値上げを基本としますが、**0～10m³区分の従量使用料は10円/m³（税抜）の値上げとすることで、一定の低使用層の負担軽減**を図っています。さらに、751m³以上の区分については30円/m³の値上げとすることで大規模使用者に多く負担いただくこととしています。
- この結果、負担増率は①区分が44%、⑤区分が14%と、その差は改定案①とほぼ同程度となっています。

改定案③

利用者区分	現行	改定案①		改定案②		改定案③	
	月使用料	月使用料	負担増	月使用料	負担増	月使用料	負担増
① 8㎡/月 (高齢者単身世帯・低使用層)	1,188	1,628	440 37%	1,716	528 44%	1,386	198 17%
② 25㎡/月 (標準世帯・3～4人家族)	3,300	3,905	605 18%	4,180	880 27%	3,850	550 17%
③ 50㎡/月 (二世帯住宅・多人数世帯)	6,820	7,700	880 13%	8,250	1,430 21%	7,920	1,100 16%
④ 100㎡/月 (飲食店・小規模事業所)	14,520	15,950	1,430 10%	17,050	2,530 17%	16,720	2,200 15%
⑤ 1,000㎡/月 (大規模工場・特定排水対象)	179,520	190,850	11,330 6%	204,600	25,080 14%	204,270	24,750 14%

- 基本使用料の値上げ率を抑えていることから、改定案①、②と比較して低使用層の負担増を低減しています。
- 従量使用料は20円/㎡（税抜）の値上げを基本としますが、0～10㎡区分の従量使用料は10円/㎡（税抜）の値上げとすることで、低使用層の負担軽減を図っています。さらに、751㎡以上の区分については30円/㎡の値上げとすることで、大規模使用者に多く負担いただくこととしています。（改定案②と同様）
- この結果、負担増率は①区分が17%、⑤区分が14%と、概ね同程度となっています。

(参考) 最大大口使用者への影響

- 参考として、町内の最大大口使用者の使用料にどの程度影響があるのかを試算しました。（過去3年間の使用料実績平均を基に試算）

【月額】

利用者区分	改定前	改定案①		改定案②		改定案③	
	月使用料	月使用料	負担増	月使用料	負担増	月使用料	負担増
(参考) 町内大口使用者 (大規模工場・特定排水対象)	9,308,409	9,754,448	446,039	10,637,616	1,329,207	10,637,286	1,328,877
			5%		14%		14%

【年額】

利用者区分	改定前	改定案①		改定案②		改定案③	
	年使用料	年使用料	負担増	年使用料	負担増	年使用料	負担増
(参考) 町内大口使用者 (大規模工場・特定排水対象)	111,700,908	117,053,376	5,352,468	127,651,392	15,950,484	127,647,432	15,946,524
			5%		14%		14%

- 使用料に占める従量使用料の比率が非常に大きいことから、従量使用料の値上げ幅が小さい改定案①の負担増が比較的小さくなります。
- 月使用量は40,000m³程度であり、使用料の大部分で751m³以上の区分が適用されることから、改定案②、③による負担増影響が大きくなりますが、負担増率は14%と、他の使用者区分と概ね同程度となっています。

審 議

■ 案①、案②、案③についてご審議お願いいたします。